

病原体等の施設の基準(案)一覧

	1種病原体等	2種病原体等		3種病原体等	4種病原体等	
病原体(例)	エボラウイルス 天然痘ウイルス	SARS ウイルス 炭疽菌	ボツ菌 ボツ毒素	狂犬病ウイルス 多剤結核菌	インフルエンザウ イルス	O157・赤痢菌・コ レラ菌
自然災害対策	○	○	○	○	○	○
火災対策	○	○	○	○	○	○
管理区域	使用部屋・前室・排 気域、給排気・排水 機械室、監視制御室	使用部屋 前室 (保管施設)	使用部屋 保管場所 滅菌場所	使用部屋 前室 保管施設	使用部屋 前室 保管施設	使用部屋 保管場所 滅菌場所
補助施設	○	—	—	—	—	—
侵入防止	監視カメラ等	—	—	—	—	—
通行制限	登録制	登録制	登録制	—	—	—
使用部屋						
鍵	○(3重以上)	○	○	○	○	○
前室	○	○	—	○	○	—
シャワー室	○	—	—	—	—	—
二重扉	○	どちらか	—	どちらか	どちらか	—
インターロック	○		—			—
使用部屋内						
気密,耐水	○	—	—	—	—	—
消毒	○	○	○	○	○	○
緊急連絡装置	○	○	—	○	○	—
室内加圧,窓	○	○	—	○	○	—
安全キャビネット	○(クラスⅢ) 又は陽圧気密防護服	○(クラスⅡ)	—	○(クラスⅡ)	○(クラスⅡ)	—
給気	独立(鍵)	—	—	—	—	—
HEPA	1層	—	—	—	—	—
排気	独立(鍵)	独立	—	独立	独立	—
HEPA	2層	1層	—	1層	1層	—
排水・廃液	高圧及び薬液	高圧又は薬液	—	高圧又は薬液	高圧又は薬液	—
保管施設等	実験室内	実験室内 若しくは保管場所	実験室内 若しくは保管場所	実験室内 若しくは保管場所	実験室内 若しくは保管場所	実験室内 又は保管場所
場所の施錠	*	○	○	○	どちらか	どちらか
保管庫の施錠	○	○	○	○	—	—
滅菌施設	使用部屋内外に 扉のある滅菌器	使用部屋内	使用部屋内 又は滅菌場所	使用部屋内	使用部屋内	使用部屋内 又は滅菌場所
使用部屋外で滅菌す る場合の場所の施錠	/	/	○	/	/	—
維持管理	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

*:すでに実験室内に入室するのに3重の鍵あり。

※ 治療に関連して所持する場合には、別途、経過措置を設ける。

病原体等の保管等の基準(案)一覧

病原体(例)		1種病原体等	2種病原体等		3種病原体等	4種病原体等	
		エボラウイルス 天然痘ウイルス	SARS ウイルス 炭疽菌	ボツ菌・毒素	狂犬病ウイルス 多剤結核菌	インフルエンザ ウイルス	O157、赤痢 菌、コレラ菌
使用 の 基 準	複数名での作業	○	—	—	—	—	—
	安全キャビネット内での適切な使用 ※陽圧気密防護服の場合	○(クラスⅢ) ※クラスⅡB 以上	○(クラスⅡ以上)	—	○(クラスⅡ以上)	○(クラスⅡ以上)	—
	適切な個人防御器具の装着	○	○	○	○	○	○
	退室時のシャワー洗浄等	○	—	—	—	—	—
	立入り者の制限	○(登録)	○(登録)	○(登録)	○	○	○
	人がみだりに立入らない措置	○登録者以外は主任者の指示に従う	○登録者以外は主任者の指示に従う	○登録者以外は主任者の指示に従う	○部外者は施設の者が同行	○部外者の制限	○部外者の制限
	飲食、喫煙、化粧の禁止	○	○	○	○	○	○
	設備の正常確認						
	・安全キャビネット	○	○	—	○	○	—
	・給排気設備(実験室内陰圧)	○	—	—	—	—	—
	・陽圧気密防護服へ空気供給	○	—	—	—	—	—
	・監視モニター	○	—	—	—	—	—
廃棄物、排水・廃液、排気の除染	○(廃棄物・排水・排気)	○(廃棄物・廃液・排気)	○(廃棄物)	○(廃棄物・廃液・排気)	○(廃棄物・廃液・排気)	○(廃棄物)	
出入口へのバイオハザード標示	○	○	○	○	○	○	
保管 の 基 準	一次容器に入れ保管庫等で保管	○	○	○	○	○	○
	保管庫等は常時施錠	○	○	○	○	○	○
	複数名での出し入れ	○	—	—	—	—	—
	保管庫等の鍵等の管理	主任者又は主任者が登録者から指名	主任者又は主任者が登録者から指名	主任者又は主任者が登録者から指名	管理する者を限定	管理する者を限定	管理する者を限定
	保管庫等のバイオハザード標示	○	○	○	○	○	○
滅菌 等 の 基 準	廃棄物等の処理(121℃、15分以上の高圧滅菌又は薬液処理等)	○(廃棄物・排水・排気)	○(廃棄物・廃液・排気)	○(廃棄物)	○(廃棄物・廃液・排気)	○(廃棄物・廃液・排気)	○(廃棄物)
	化学消毒剤(薬液)の濃度等の確認(陽圧気密防護服の場合)	○	—	—	—	—	—
	上記の確認措置	○	○	○	○	○	○

※ 運搬の基準は別紙。